

第1回中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会 会議録

1 日時

2012（平成24）年9月13日木曜日 午後3時～午後4時30分

2 場所

中野区役所庁議室

3 出席者（敬称略）

7名の委員及び区長、事務局職員が出席

【学識経験者】

無藤隆委員、和泉徹彦委員

【子育て支援関係者】

汐見和恵委員

【保育園関係者および幼稚園関係者】

小山貴好委員、上原秀夫委員

【公募区民】

秋原智委員、抜田寛子委員

【事務局委員】

4 配布資料

資料1 中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会条例

資料2 中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会委員名簿

資料3 諮問事項・審議事項及び審議予定

資料4 中野区の人口と就学前児童数の推移

資料5 中野区の就学前児童の養育状況

資料6 中野区における保育関連施設

資料7 保育需要数と待機児数

資料8 各保育施設の利用者負担について

資料9 認可保育所保育料について

資料10 認可保育所保育歳入額と国徴収基準額との比較

資料11 中野区内認証保育所基本保育料、家庭福祉員制度における保育料

資料12 認証保育所保護者補助について

資料13 認可保育所運営経費財源内訳（平成17年度～平成23年度）

・子育て支援ハンドブック「おひるね」

・「保育園のご案内」（入園に関するパンフレット）

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状伝達
- (3) 会長・副会長の選出
 - ①会長：無藤委員
 - ②副会長：和泉委員
- (4) 諮問

諮問事項：認可保育所保育料の改定の考え方および各種保育サービスの利用者負担額の適正化について区長から諮問し、審議会において審議を行う。

6 議題

- (1) 配布資料確認
- (2) 審議内容

*認可保育所保育料区肩代わり分について

(委員)

認可保育所運営経費財源内訳のうち、保育料区肩代わり分というのは何を意味しているのですか。

(事務局)

国基準徴収金額（国が基準としている保育所徴収金（保育料）基準額）のうち、実際に保護者から徴収する保育料と、区が保育料を肩代わりしている部分があります。

(委員)

区が保育料の一部を負担している（保育料軽減している）ということですか。

(事務局)

おおむね、各自治体では（国基準額の）5割から6割の肩代わりをしています。

年度を追って肩代わり分（区負担）が増えています。区としてあまり徴収額の変更をしていませんので、年度を追って区の負担（肩代わり分）が増えています。

*保育料への税金投入について

(委員)

保育料徴収基準は所得が上がっていくと保育料も上がっていく仕組みになっています。

最高額の方、例として年収1200万円以上の方々に、2歳までの子がいたら57,500円という保育料になります。国基準だとこれよりも高額な保育料となっているので、その分徴収していないということはこの人達にも実は税金から補助金を出しているのと同じことと考えられます。

一方で、生活保護を受けている方の保育料は無料ということになっていますので、この部分は全額区が税金からみているという形になってきます。人によって所得によって補助されている割合が全部違ったうえで、全部合算しますと平均して半分補助しているように見える仕組みになっています。

(委員)

国基準としても階層があって、それぞれ徴収基準額が決まっているようですがそれを区の基準表にあてはめると、階層によって補助率など複雑に違ってくるといえることですか。ある程度高い階層の方も、国基準よりは区による補助があるということですか。

(委員)

ひとつ考え方としてあるのは、区の補助が要らない方というのがもしかしたら所得階層の中にあるかもしれない。

(委員)

国基準では高額所得者の階層が増設されました。さらにその高額階層の中でも補助金が必要ない世帯ほどの程度の所得の世帯なのか、議論しなければいけないのではないかと考えています。

たとえば（年収）1,200万円以上というのは一つの基準であってその中には年収2～3,000万円の方もいらっしゃるわけで、その方々も毎月補助を税金から受けている、という状況が続くというのを、公平性の中でどう判断するのか、そういった議論にもつなげていけるのではと思います。

*保護者の所得変化について

(委員)

数字が常に全体像でとらえられていると、たとえば、利用者負担の徴収額の総額というのはわかりますが、階層別にどのくらいの割合でいるのでしょうか。

17年度から現在までに中野区民の方の所得が増えていないのであれば保育料改定をする時に注意しなければいけないと思います。

所得階層の区分ごとの（保護者の）分布を知りたいのですが。

(委員)

17年度時点と24年度時点の数字があると、現状とその前と比較ができるので用意してください。

*保育料の軽減について

(委員)

保育料は兄弟姉妹がある場合安くなりますので、この（保育料）最高額も（表より）安くなっています。そこまで含めて考えると相当な負担の軽減というか、高額所得者に対しても税金が投入されているという形になるのですね。複雑になってきますが。

*入所選考基準について

(委員)

認可保育所の選考基準では、両親が共働きだと最高点20ポイントだが、同点の場合所得の低い方から優先ということを知りました。階層の低い方から多く（入れる）とい

うことなのですか。

(事務局)

20点、共働きの方で同点の方で多数待機されている方が生じている実態があります。

20点といいますのは昼間7時間以上の就労を常態として週5日以上働いている方が一人あたり10点になっておりまして、保護者が二人ともフルタイムで共働きのご家庭については20点でそこが上限です。

(委員)

そういうことであれば、(所得が)上の人は減ってきますね。

(事務局)

同点の場合いろいろな視点があって、保育に欠ける状況というのを細かくみて、差をつけています。たとえば、認可外の保育施設に預けて既に働いていらっしゃる方を優先させていただくとか、所得が低い方を優先するというのも同点の場合に基準に入っています。

(委員)

(区保育料階層区分) C1、C2、C3の方が増えていくということは無いのですか？

(事務局)

いろいろな要素を組み合わせるので、すべて所得が低い方が最優先というわけではありません。

(委員)

母子家庭や、共働きなどは優先順位が高くなるようです。

パート勤務だと優先順位は下がるようなので、やはり所得だけでは判断できないですね。

* 認証保育所の保育料および保育料補助について

(委員)

認証保育所の補助、あるいは保育料ですが、認可保育所と同じ考え方(所得階層)で設定するのはどうして出来ないのですか。

(事務局)

基本的に認証保育所というのは、東京都の独自制度で独立経営になっています。

施設と保護者が直接契約することを基本として、保育料については東京都が上限を定め、各施設が設定することとなっています。

(委員)

家庭福祉員は階層が分かれています、区が徴収するのですか。

(事務局)

家庭福祉員の保育料は所得階層によって設定しており、最高額は3万円です。保育料は家庭福祉員が保護者から徴収して、最高額3万円との差額がある場合は区が家庭福祉員に支払って補てんしています。

認可保育所は、区が入所を決定しており、認証保育所は直接契約となっています。

認証保育所は、現在認可保育所だけでは応えきれない大都市のニーズに対応しようとする都独自の制度で、面積・職員配置基準は認可保育所に準じているが、認可保育所より基準がゆるやかな制度です。

また中野区は、東京都の開設準備経費補助制度を活用し、比較的早期に開設できる認証保育所の新規開設を推進しているところです。

認証保育所は13時間開所を基本とする等、多様化する保育ニーズに応えられる施設であり、保育料の上限は東京都が定めており、各施設はその範囲内で料金設定する制度です。

このようなことから、今委員がおっしゃった、認可保育所と同じ保育料の設定に出来ないかということについては、各企業の経営感覚を発揮させる制度という側面もあると思っております。

(委員)

利用者から見ると、そういう制度(仕組み)はわかりにくいですが、なぜ認可保育所保育料がこの金額で、場合によっては園庭も無いビルの一室で運営している認証保育所に入所した方が保育料が高いのかというところ(が疑問でしょう)。

(事務局)

仕組みとして整備されていないというところがあるのかと思います。

他の自治体を見てもみると、まったく認可保育所と同じ金額まで補助している自治体もごございますので、各自治体の判断ではないかと考えます。

やはり一番の理由としては財政負担です。認証保育所保護者補助制度については、区の単独事業ですので、最近の毎日新聞(平成24年9月8日都内版朝刊)に掲載されていましたが、各区によって補助金は様々な金額になっていまして、高い補助額の自治体から、補助していない自治体までであるという状況です。

*認可保育所と認証保育所それぞれの保育料について

(事務局)

認可保育所の運営費は国・都・区が負担していますが、認証保育所は東京都の独自の制度で、国の負担金はありません。

もし、認証保育所にも認可保育所のように国の負担金があったとしたら、認証保育所の保育料は下がるとは思いますが、国が保育所としているのは認可保育所のみであるため、現在は対象になっていません。

(委員)

認証保育所の場合に所得階層による違いはあまり無いのですか。

(事務局)

所得階層による違いはありませんが、年齢による違いはあります。

認証保育所は、認可保育所に準じた基準の職員配置となっており、低年齢児(3歳未満)についてはそれだけ人手がかかりますので基本的に保育単価、保育料が高くなると

ということです。認証保育所については東京都が年齢・定員により運営費補助額を定めています。

*認定こども園について

(委員)

制度がさらに複雑である認定こども園では、同じ教育・保育を受けながら保育園児は保育園の保育料です。同じ時間もしくは、もっと短い時間幼稚園児として入所している子は幼稚園の保育料です。

幼稚園の保育料は認証保育所と同じように定額で徴収していて、そこに対しての補助金は、もっと階層区分が少なく、受ける補助金は全然保育園児とは違います。

保育園児の方が長く預けて教育も同じように受けられて、そして安い保育料です。

幼稚園児は短い時間で高額を負担をして、同じ認定こども園の保育園に通園している児童と同じ教育しか受けられていません。その差は大きくて、幼稚園児が延長保育を利用する場合はさらに格差が広がっていくので、認定こども園という制度ができて更にこの話が複雑になったのではないかと考えています。

幼保公私格差は前から言われていますが、幼保の格差は広がっていているように感じます。

(委員)

これは、国の制度が変わると整理されて、幼稚園でも保育園でも実費の単価を計算した上で何%かという基本を決めて保育料とする、という線を考えているようです。

(委員)

これを、区でもし補助するなどするのであれば、認証保育所はそんなに人数は多くないので比較的少ない区負担で済むかもしれないが幼稚園がそれに近づけようとしたら、莫大な区負担が出てくるのではないのでしょうか。

*幼稚園補助について

(委員)

中野区の私立幼稚園への補助は、他の自治体 23 区よりかなり高いようです。

区立幼稚園は 2 園しかないけれど、区立の保育料は区立としては高くなっているが、私立幼稚園の保育料を下げているのはすごいことだと思います。

*認可保育所保育料の区負担と利用者負担について

(委員)

本来国の（考え方で）保護者が負担すべきところを、保育料と同じくらい区が負担している部分があるので、今後保育料の値上げも考えるべき点であると思います。

そこも考えなければいけないので、先ほどの高額所得者だけでいいのか、あるいは中層世帯の人たちへも結構税金で負担されていて比較的安い保育料となっているのではないのでしょうか。

また、兄弟姉妹がいる場合は保育料が軽減されています。幼稚園はそういうことがあまりありません。

(委員)

就園奨励費補助金は高額所得者への補助は無く、補助金ゼロという世帯があります。

これまでは私立なので幼稚園の保護者負担は仕方がないと考えられていたように思いますが、認定こども園になると、また考え方が違ってくるように思います。

(委員)

保護者の方も保育料負担や補助制度については、どの程度を正当と感じられるのでしょうか。

(委員)

高額所得階層にも多額の税金を投入していることが資料から判ります。また、所得の少ない方、本当に困っている方々がたくさんいると思いますが保育料の未納についてはどうでしょうか。多分中野区でも保育料の未納者がいるのではないのでしょうか。

(委員)

保育料を高くしたらもっと未納者が増えるのではないかという心配もあります。

区は保育料未納者に対して訪問など徴収を実施している。退園処分などはない。保育に欠ける状態が解消されない限り保育所入所継続ができる。
中野区の保育料納付率は90%以上。

(委員)

保育所に入所している保護者の収入というのは、階層区分ごとに何%とわかりますね。階層区分ごとに何人という割合の資料を次回までに用意してください。

* 保育園運営費について

(委員)

国基準の、保育料の考え方というのはどういうものですか。

所得に対して国基準の中では何%と設定されているのですか。

(事務局)

国の制度につきましては、全体の保育所の標準の運営費というのがあり、それを保護者と自治体と国とで負担する、とそういう仕組みになっています。

その中で、階層が今(国基準で)第8階層まであり(中野区の階層はもっと細かい)、低所得者層の負担は全部行政が負担するということです。第8階層の一番所得が高い階層については、徴収金(保育料)基準額(月額)は保育単価限度額(=保育経費)(3歳未満児 104,000円、3歳以上児 101,000円)を徴収するという形になっています。

階層の切り方として、低所得者層ほど行政の負担が多いような形になっています。

(3) 審議終了、今後の予定

毎月1回程度、計7回の開催を予定し、次回から第5回までは様々な課題について審議し、最後の2回でそれまでの内容を提言としてとりまとめていく予定。

次回は、10月29日月曜日午後の開催。

7 審議会における確認事項、次回に用意すべき資料

確認事項はなし。

用意する資料は現在保育所利用者の所得階層ごとの分布および中野区民の所得状況の推移（平成17年度と平成24年度比較）。

終了。